

(追記) 2020年5月22日

2020年4月17日

2020年4月9日

山陽電気鉄道株式会社

緊急事態宣言に伴う乗車券の取扱いについて

兵庫県を含む一部地域を対象に政府より緊急事態宣言が発出されました。

これに伴い、乗車券の払い戻しにつきましては、特例的に以下のとおりとさせていただきます。

○対象となる乗車券

緊急事態宣言の発出による外出自粛を事由とし、お申し出があった場合の以下乗車券
通学定期乗車券、通勤定期乗車券、回数乗車券、回数券カード

○特例的な取扱いについて

通学定期乗車券・通勤定期乗車券

弊社定期券発売所へのお申し出のあった日に関わらず、2020年4月7日以降の最終利用日にお申し出頂いたものとして払い戻し額を算出します。

回数乗車券・回数券カード

有効期限を過ぎたものについては、有効期間末日に有人駅窓口にお申し出頂いたものとして払い戻し額を算出します。

以下のいずれかに該当する場合は、特例的な取扱いの対象外となります。

※乗車券の有効期間に緊急事態宣言の措置期間日（2020年4月7日から5月21日まで）を含まない場合。

○特例的な取扱いの期間

2020年4月10日（金）～6月30日（火）

2020年7月1日以降は、特例的な取扱いを実施しません。該当する乗車券をお持ちの方は6月30日までにお申し出ください。

なお、払い戻しに際しては、弊社規則による計算とさせていただきます。

所定の払戻手数料を差し引いた額の払い戻しとなりますので、あらかじめご了承ください。

※兵庫県に発出されていた緊急事態宣言が5月21日に解除されたことにより、特例的な取扱いの終了期日を6月30日と読み替えた旨等の追記をしております。 以上

「新型コロナウイルス感染症に伴う通学定期乗車券の取扱いについて」もご覧ください。